

令和7年度 第1回

北海道労働局介護施設 SAFE 協議会

令和7年6月 25 日(水)

10:00 ~ 12:00

会 場 : 札幌第一合同庁舎8階会議室(北側)

事務局 : 北海道労働局 労働基準部 安全課

協 議 会 次 第

1 開 会

2 挨 拶 北海道労働局労働基準部長

3 議 題

(1) 事務局説明

① 配付資料について

② 熱中症に係る法改正について 北海道労働局健康課

③ 昨年度 SAFE アワード事例の紹介

(2) 意見交換

① 各社の労働災害発生の傾向と取組事例について

3 次回開催までの実施事項について

4 閉 会

令和7年度第1回
北海道労働局介護施設 SAFE 協議会

配布資料 目次

| | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 令和6年介護施設災害発生状況（令和6年確定値） |
| 資料2 | エイジフレンドリーガイドラインパンフレット（R7.5月更新版） |
| 資料3 | 令和7年度エイジフレンドリー補助金のご案内 |
| 資料4 | 令和7年度版 STOP！熱中症クールワークキャンペーン |
| 資料5 | 熱中症重点期間リーフレット（北海道労働局版） |
| 資料6 | 職場における熱中症対策の強化についてリーフレット |
| 資料7 | 令和6年度 SAFE アワード事例紹介 |
| 資料8 | SAFE アワード応募様式 |

社会福祉施設災害発生状況（令和6年確定値）

北海道労働局労働基準部安全課

北海道における労働災害発生状況

令和6年確定値（社会福祉施設）

令和6年確定値

コロナ含む

北海道労働局

| 区分 業種別 | 令和6年 | | | 令和5年 | | | 対前年 | | 業種割合 (%) | 令和5年確定値 | | |
|-----------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------------|---------|-------|-------|
| | 死亡 | 休業 | 合計 | 死亡 | 休業 | 合計 | 増減数 | 増減率 | | 死亡 | 休業 | 合計 |
| 全産業合計 | 48 | 8,585 | 8,633 | 51 | 9,004 | 9,055 | -422 | -4.7 | 100.0 | 51 | 9,004 | 9,055 |
| 保健・衛生業 | 1 | 1,954 | 1,955 | 1 | 2,540 | 2,541 | -586 | -23.1 | 22.6 | 1 | 2,540 | 2,541 |
| うち社会福祉施設 | 1 | 882 | 883 | | 1,213 | 1,213 | -330 | -27.2 | 10.2 | | 1,213 | 1,213 |

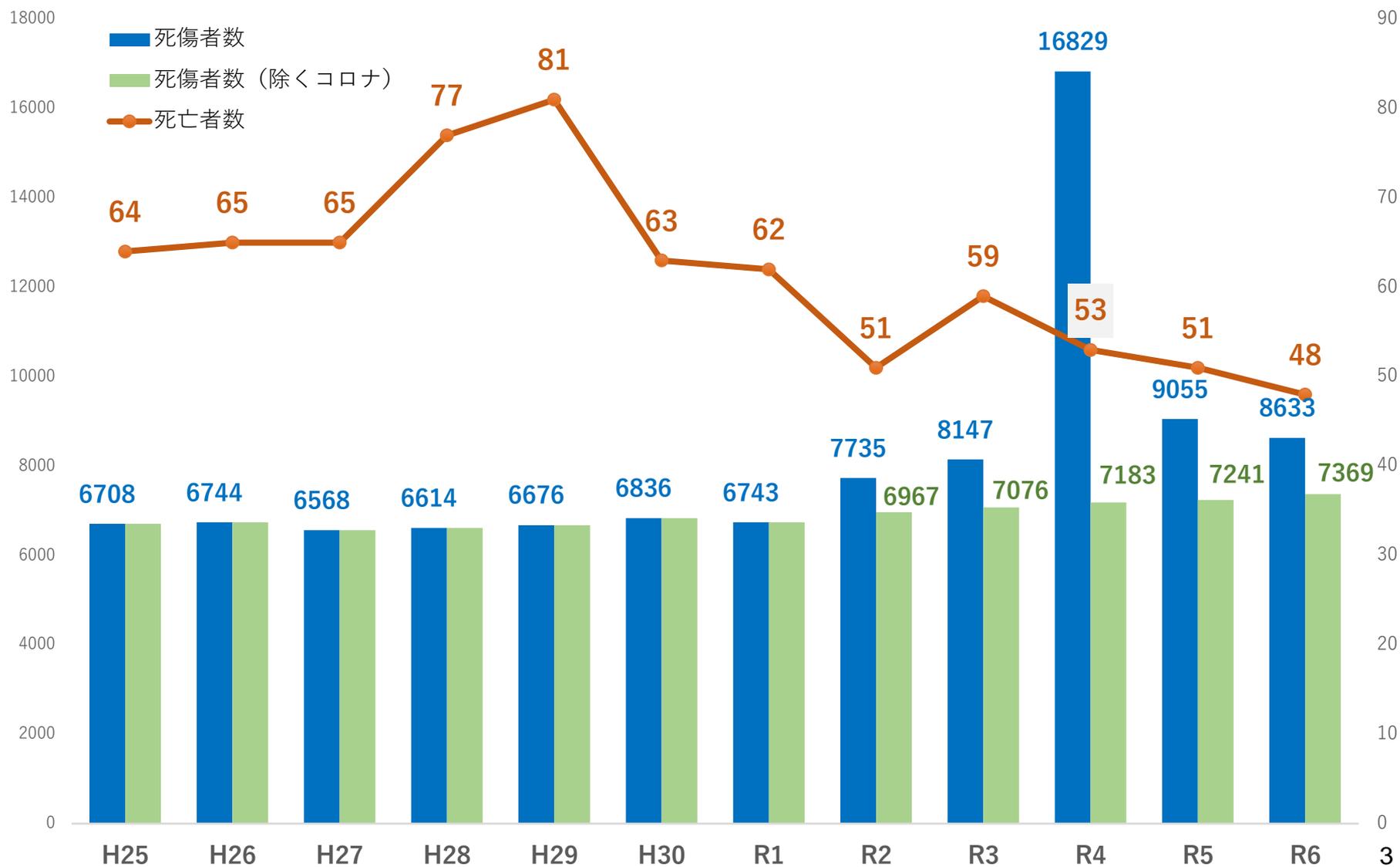
コロナ除く

| 区分 業種別 | 令和6年 | | | 令和5年 | | | 対前年 | | 業種割合 (%) | 令和5年確定 | | |
|-----------|------|-------|-------|------|-------|-------|-----|------|-------------|--------|-------|-------|
| | 死亡 | 休業 | 合計 | 死亡 | 休業 | 合計 | 増減数 | 増減率 | | 死亡 | 休業 | 合計 |
| 全産業合計 | 48 | 7,321 | 7,369 | 50 | 7,191 | 7,241 | 128 | 1.8 | 100.0 | 50 | 7,191 | 7,241 |
| 保健・衛生業 | 1 | 863 | 864 | | 879 | 879 | -15 | -1.7 | 11.7 | | 879 | 879 |
| うち社会福祉施設 | 1 | 624 | 625 | | 644 | 644 | -19 | -3.0 | 8.5 | | 644 | 644 |

前年比で見ると、全産業では死傷災害件数は増加したが、社会福祉施設においては減少した。

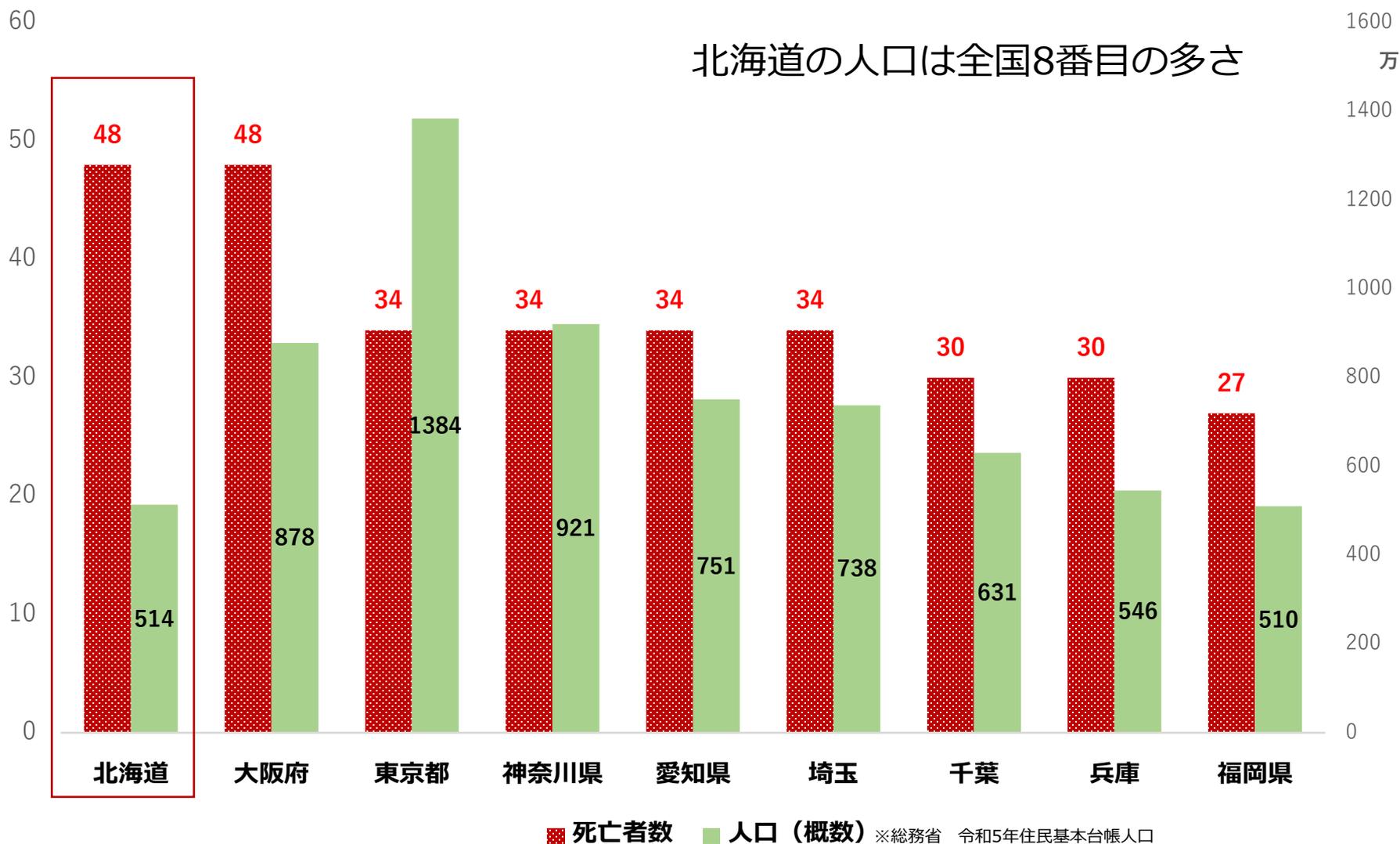
北海道における労働災害発生状況

死傷災害発生状況の推移（全産業）



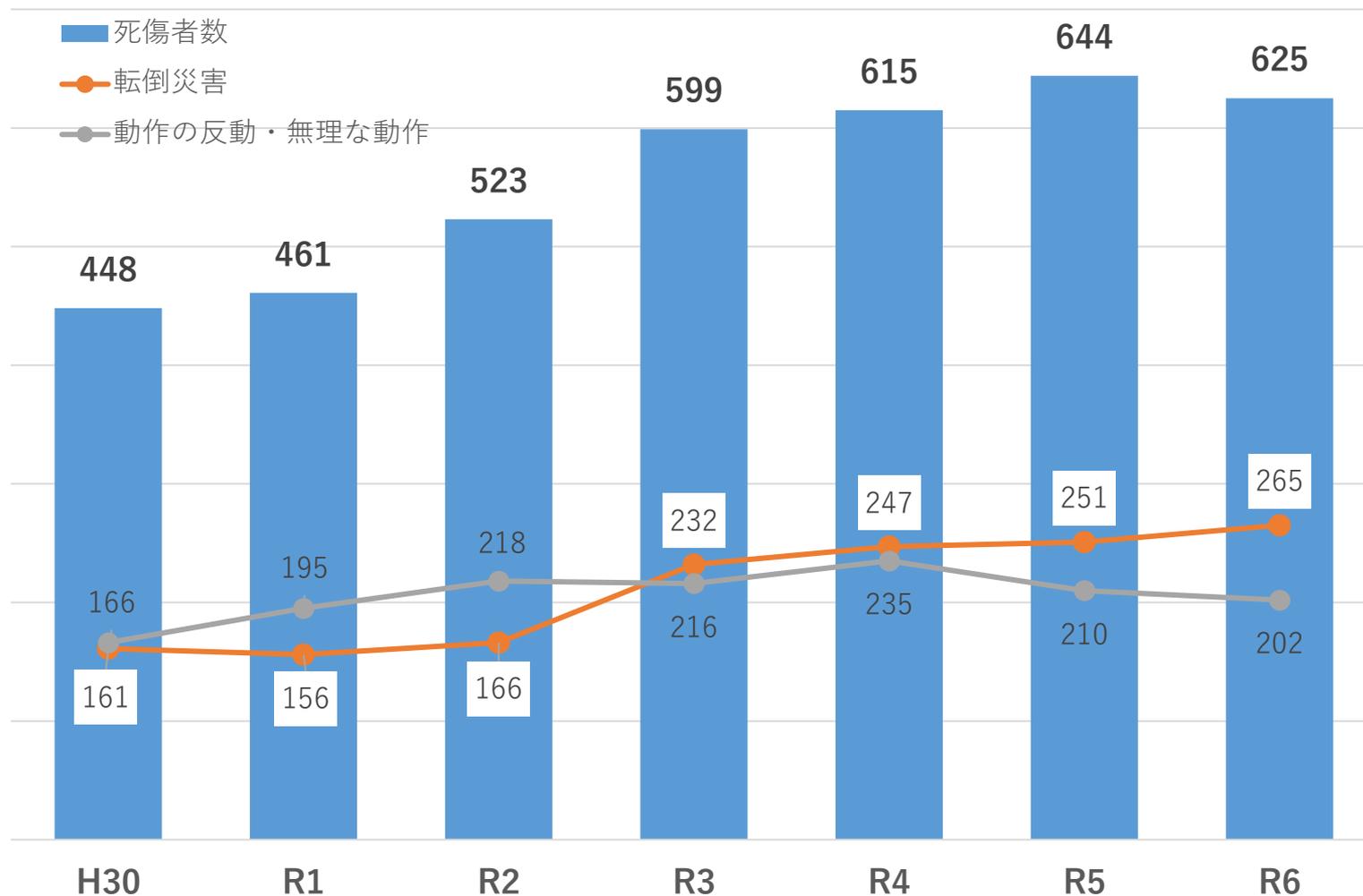
北海道における労働災害発生状況

令和6年 都道府県別死亡災害発生状況



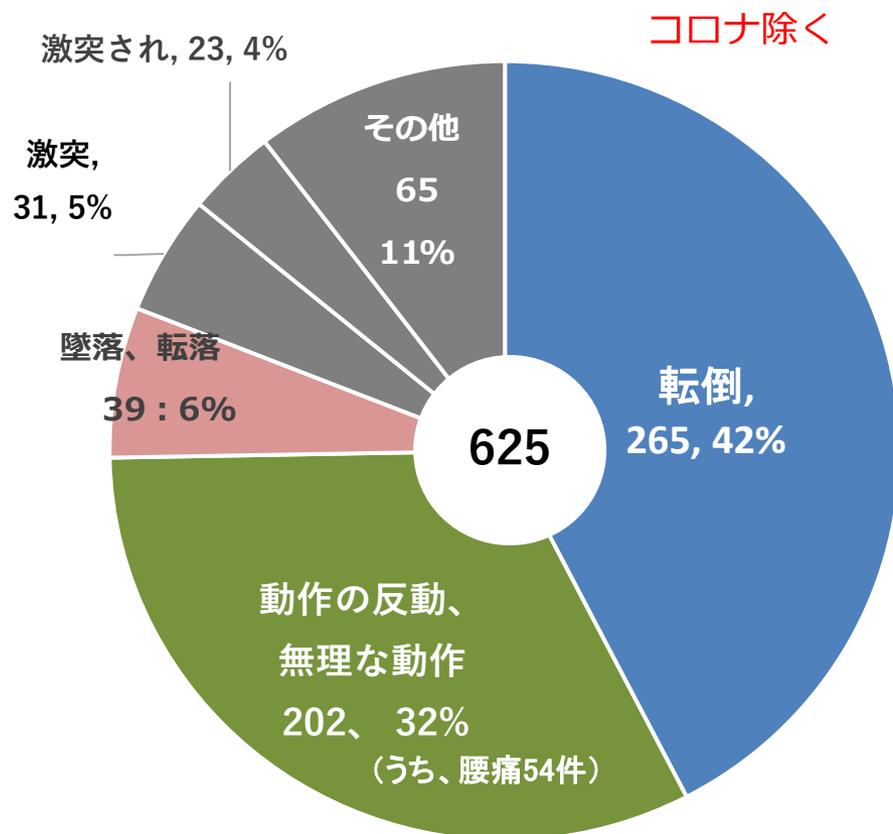
北海道における労働災害発生状況

死傷災害発生状況の推移（社会福祉施設）



北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

事故の型別死傷災害発生状況（R6確定値）



※新型コロナウイルス感染 258人

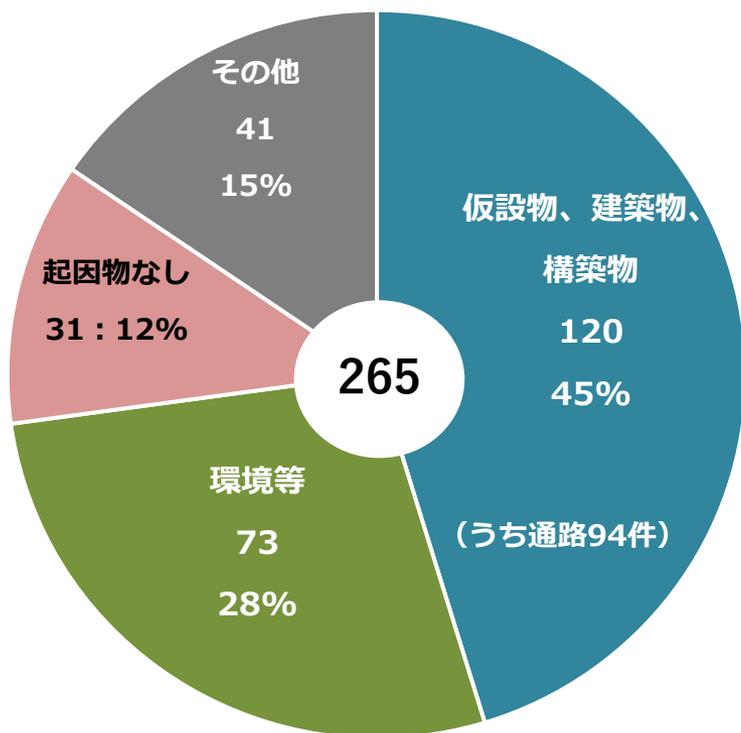
転倒及び動作の反動等といった作業行動に起因する災害が約4分の3を占めている。

| | R6 | 前年比 |
|-------------|------------|------------|
| 総計 | 625 | -19 |
| 墜落、転落 | 39 | -16 |
| 転倒 | 265 | 14 |
| 激突 | 31 | 7 |
| 飛来、落下 | 6 | 1 |
| 崩壊、倒壊 | 0 | 0 |
| 激突され | 23 | -2 |
| はさまれ、巻き込まれ | 11 | 3 |
| 切れ、こすれ | 10 | -3 |
| 踏み抜き | 0 | -1 |
| 高温・低温の物との接触 | 4 | -8 |
| 有害物等との接触 | 0 | -1 |
| 交通事故（道路） | 15 | -1 |
| 動作の反動、無理な動作 | 202 | -8 |
| その他 | 19 | -4 |

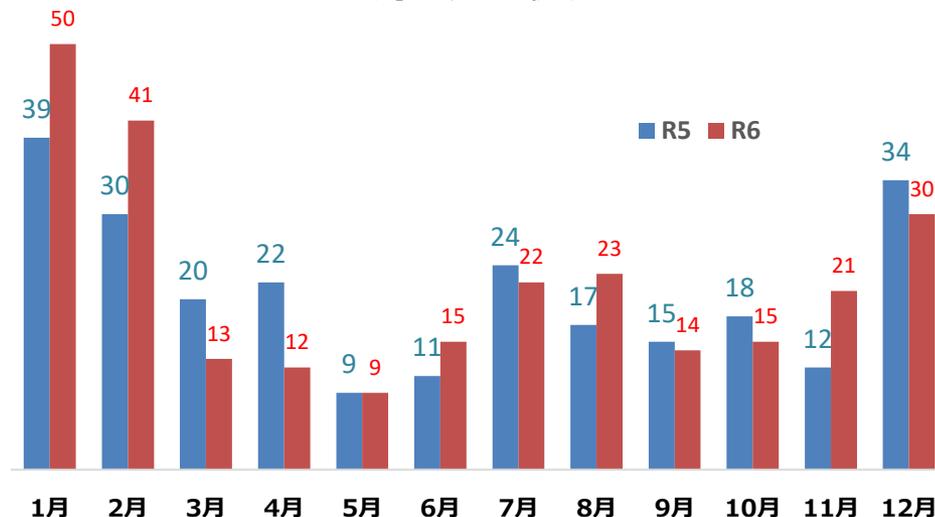
北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

転倒の災害発生状況（R6確定値）

起因物別発生状況



月別発生状況



「仮設物、建築物、構築物」及び「環境等」で起因物のおよそ4分の3を占める。

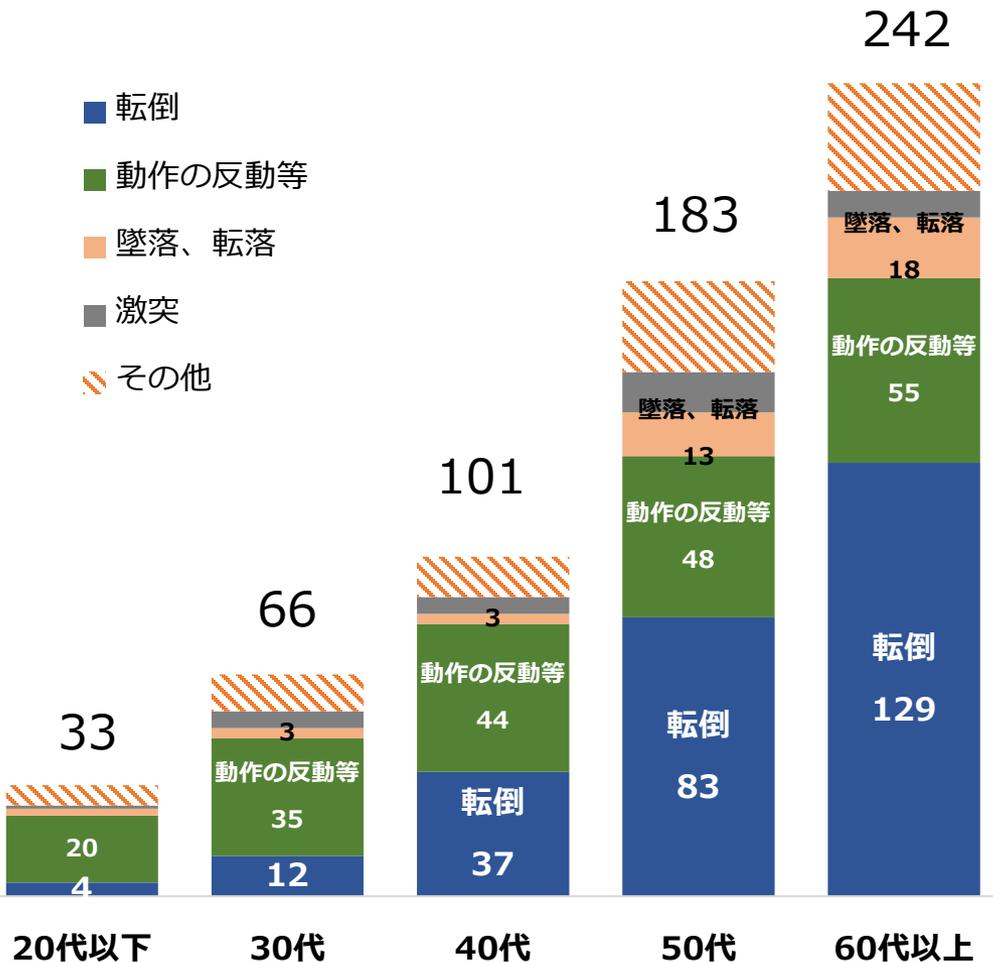
また、冬季に発生件数が顕著に増加するが、年間を通じて一定件数の発生が認められ、冬季型災害の防止対策に加えハード面、ソフト面からの転倒防止対策が必要である。

北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

事故の型別年代別災害発生状況（R6確定値）

コロナ除く

- 転倒
- 動作の反動等
- 墜落、転落
- 激突
- その他



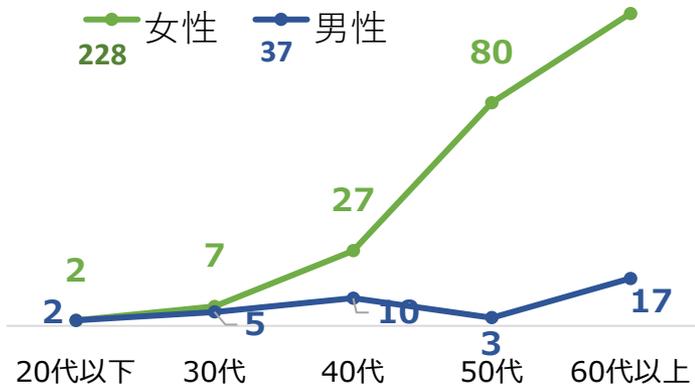
年代別では60代以上が242件、50代183件、40代101件であり、60代以上の労働災害発生件数は昨年度比15件増となった。

転倒、動作の反動・無理な動作は年代が上がるごとに件数が増加している

北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

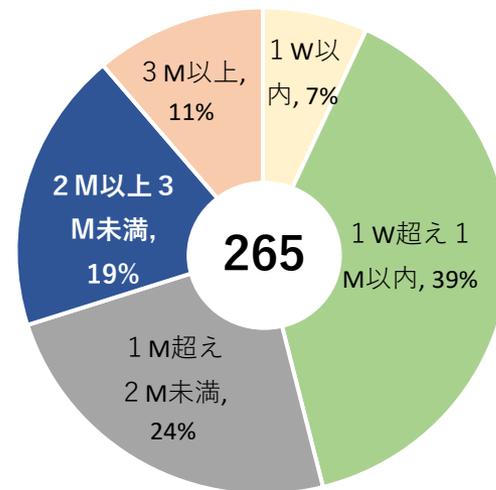
転倒の災害発生状況（R6確定値）

転倒男女別年代別発生状況 112

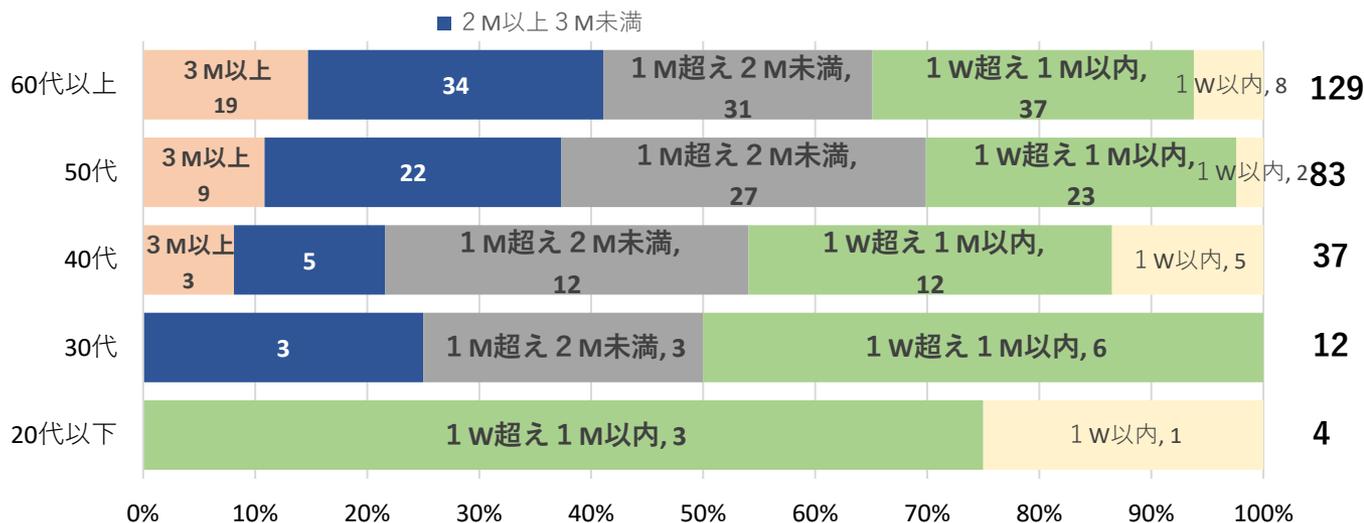


年齢が高くなるにつれ、被災者数も増加する。男女とも60代以上の発生件数が多い。特に女性の増加状況は顕著である。

転倒休業期間（全年代合計）



転倒年代別休業期間割合

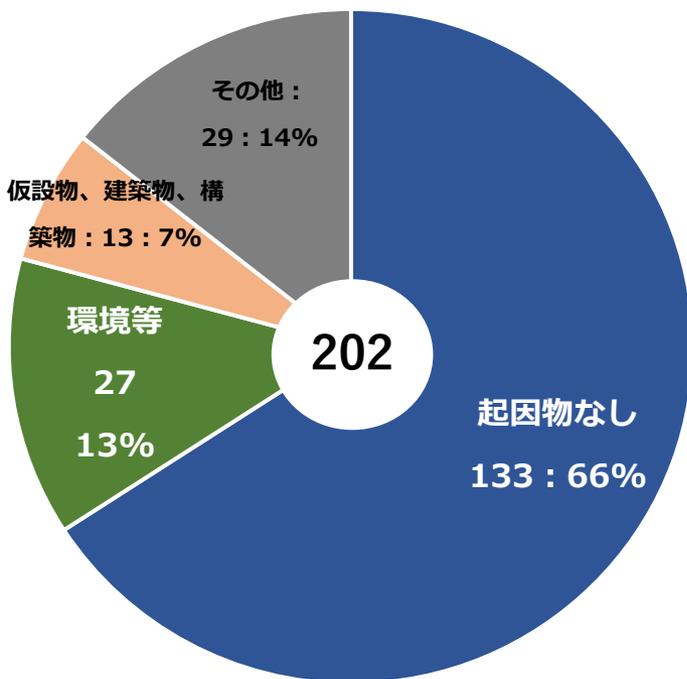


30代以上では休業1か月以上となる割合は50%を超える。年代が上がるにつれ休業期間も長くなっており、一旦被災した場合は長期間の職場離脱となり体制への影響が避けられない可能性が高い。

北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

動作の反動、無理な動作の災害発生状況（R6確定値）

起因物別発生状況



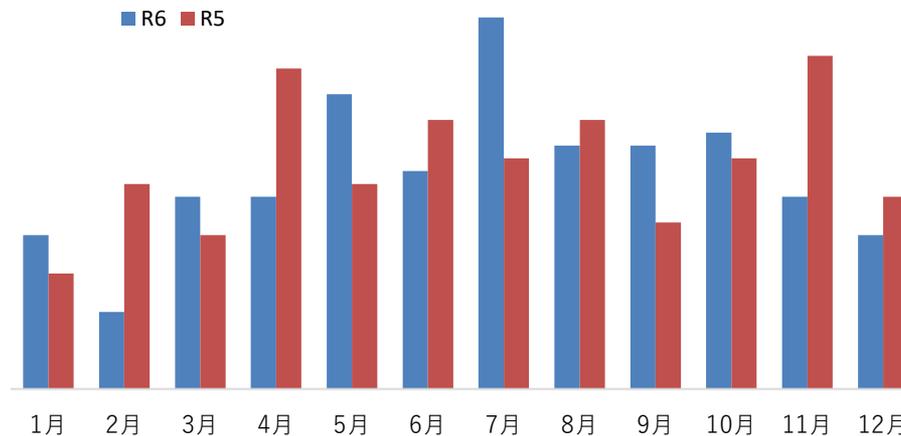
動作の反動、無理な動作

| | |
|--------------|------------|
| 人力機械工具等 | 2 |
| 用具 | 6 |
| その他の装置、設備 | 3 |
| 仮設物、建築物、構築物等 | 13 |
| 荷 | 8 |
| 環境等 | 27 |
| その他の起因物 | 10 |
| 起因物なし | 133 |
| 総計 | 202 |

社会福祉施設の「動作の反動、無理な動作」は利用者の介護時の災害が多く含まれる。月別の発生状況には大きな傾向は無く、年間通じて発生している。

腰痛は54件と26.7%を占めており、ノーリフトケア等体への負担の少ない作業方法の導入が望まれるほか、身体機能の維持向上も必要である。

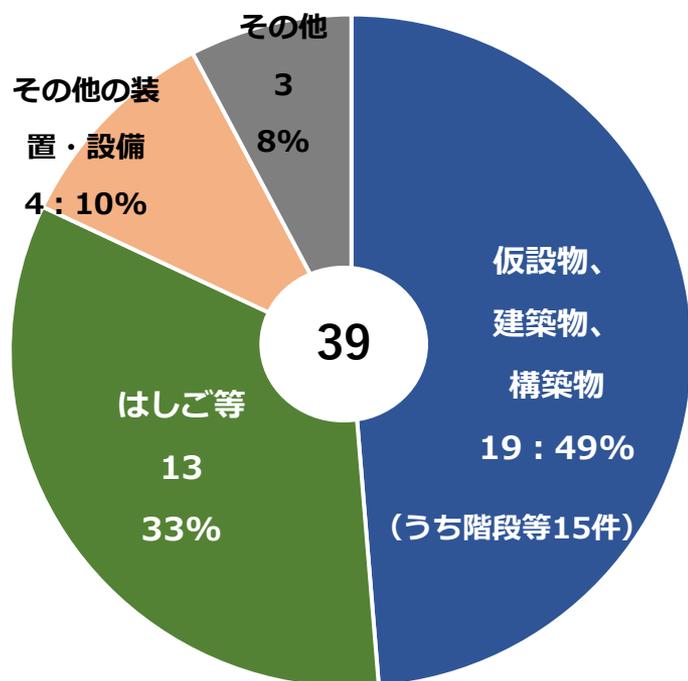
動作の反動、無理な動作 月別発生状況



北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

墜落、転落の災害発生状況（R6確定値）

起因物別発生状況



墜落災害は前年比16件減の39件であり、大きく減少が認められたが、災害の多くが仮設物、建築物、構築物等、はしご等を起因物とするものであり、優先的に安全対策を講ずる必要がある。

起因物別で見ると仮設物等の中でも階段からの墜落・転落が大半を占めており、被災者が高年齢層に属することからも転倒防止対策と同様、4Sとともに行動災害防止対策が求められる。

また、はしご等からの墜落転落も多いため、脚立を含めた正しい使用方法の徹底が必要である。

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

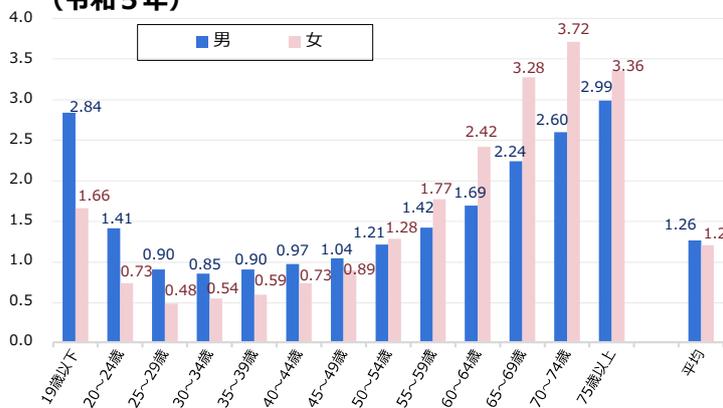
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

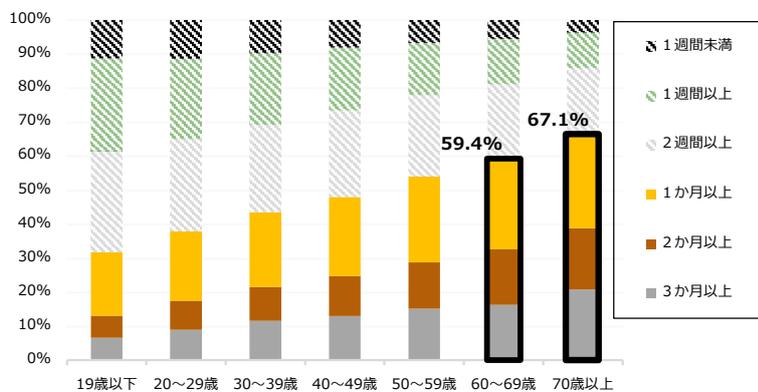


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）（令和5年）



年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）



※度数率 = 労働災害による死傷者数 / 延べ実労働時間数 × 1,000,000

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

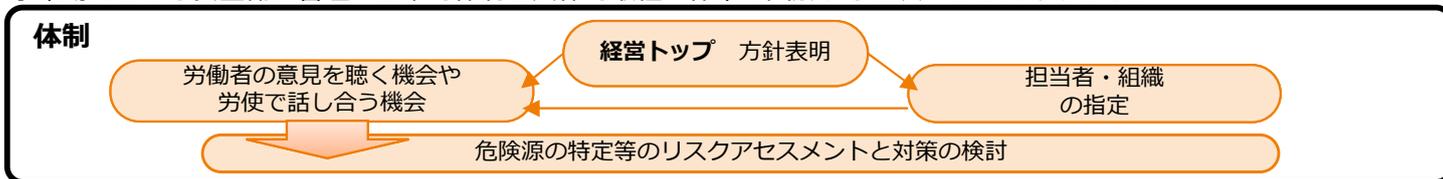
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1~5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



| 具体的取組 | | 予防 | 把握・気づき | 措置 |
|----------------|-----------|------------------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 場のリスク 人のリスク | 安全衛生教育 | 身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの) | 危険箇所、危険作業の洗い出し | 身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの) |
| | メンタルヘルス教育 | メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等) | ストレスチェック ①個人、②集団分析 | 職場環境の改善等のメンタルヘルス対策 |
| | | 健康維持と体調管理 | 作業前の体調チェック | 働く高齢者の特性を考慮した作業管理 |
| | | 運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し | 健康診断 | 健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等) |
| | | 体力づくりの自発的な取組の促進 | 安全で健康に働くための体力チェック | 健診後の面接指導、保健指導 |
| | | | 体力や健康状況に適合する業務の提供 | |
| | | | 低体力者への体力維持・向上に向けた指導 | |

ガイドラインの概要

1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



🌸 考慮事項 🌸

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取り組事項を決定します

🌸 考慮事項 🌸

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します



※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

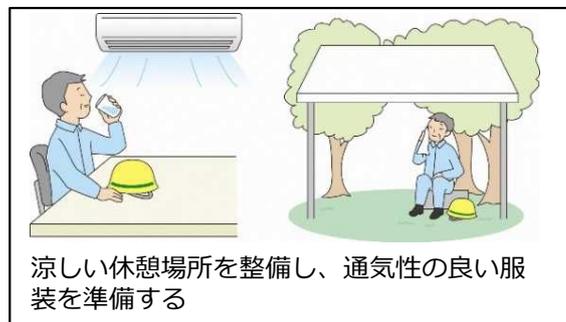
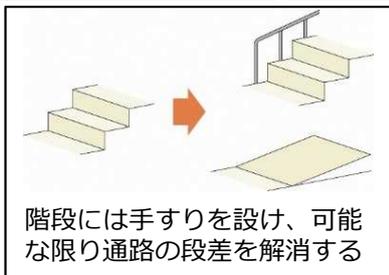
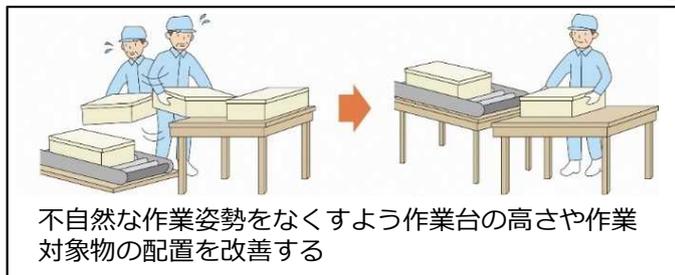
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

🌸 対策の例 🌸



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する等

ガイドラインの概要

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

<共通的な事項>

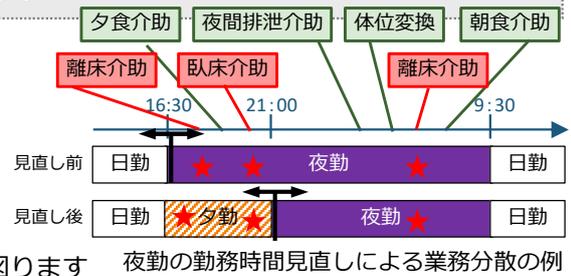
- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他以下に掲げる例を参考に高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

(2) 体力の状況の把握

- ・高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

1 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は [] cm(身長) / [] cm(歩幅)
下の評価表に当てはめると → 評価

| 評価 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|-------|-------|-------|------|-------|
| 結果 | ~1.24 | 1.25 | 1.39 | 1.47 | 1.66~ |
| 歩幅 | ~1.39 | ~1.46 | ~1.65 | | |

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は [] 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

| 評価 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 回数 | ~24 | 25 | 29 | 44 | 46~ |
| | ~28 | ~43 | ~47 | | |

③ フランクリンリーゼ（動的バランス）
あなたの結果は [] cm
下の評価表に当てはめると → 評価

| 評価 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 結果 | ~19 | 20 | 30 | 36 | 40~ |
| | ~29 | ~35 | ~39 | | |

④ 傾斜片足立（静的バランス）
あなたの結果は [] 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

| 評価 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|-----|-----|------|------|-------|
| 時間 | ~7 | 7.1 | 17.1 | 55.1 | 90.1~ |
| | ~17 | ~55 | ~90 | | |

⑤ 傾斜片足立（静的バランス）
あなたの結果は [] 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

| 評価 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|-----|------|------|------|-------|
| 時間 | ~15 | 15.1 | 30.1 | 84.1 | 120.1 |
| | ~30 | ~84 | ~120 | | |

2 観察票（身体的特性）

| 観察項目 | 観察内容 | 結果 | 評価 | 対策 |
|----------|---------------|----|----|----|
| 1. 歩行速度 | 歩行速度が低下しているか | ○ | 1 | |
| 2. 歩行姿勢 | 歩行姿勢が不安定であるか | ○ | 2 | |
| 3. 歩行リズム | 歩行リズムが乱れているか | ○ | 3 | |
| 4. 歩行距離 | 歩行距離が短縮されているか | ○ | 4 | |
| 5. 歩行回数 | 歩行回数が減少しているか | ○ | 5 | |

3 レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
Ⅰの身体機能計測結果を黒字、Ⅱの観察票（身体的特性）は赤字で記入

身体機能計測の評価数字をⅠのレーダーチャートに黒字で記入

体力チェックの一例

詳しくはこちら↓



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

ガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応



(1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます

❁ 考慮事項 ❁

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

❁ 考慮事項 ❁

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

🌸 対策の例 🌸

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画) 他



5 安全衛生教育

(1) 高齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

❁ 考慮事項 ❁

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

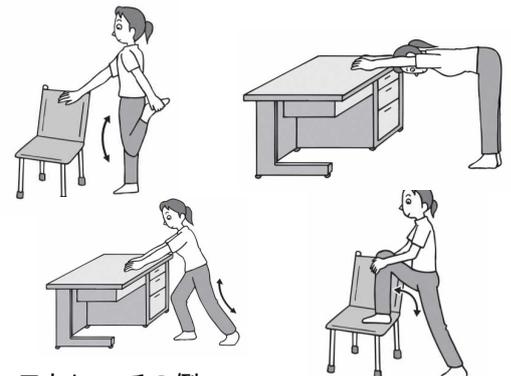
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組めます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組めます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります

| 安全衛生対策コース名 | 補助対象 | 対象事業者 |
|--|---|---|
| I 総合対策コース ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ | ・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、 優先順位の高い労働災害防止対策 に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） | ・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること |
| II 職場環境改善コース ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ 熱中症予防対策プラン → 詳細は 4 ページ | ・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） ・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等） | |
| III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 4 ページ | 転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、 専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費 （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、 専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費 （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） | |
| IV コラボヘルスコース ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く） → 詳細は 4～5 ページ | ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した コラボヘルス等 、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります） | ・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること |

【注意事項】

- ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- ・複数コース併せての申請はできません。
- ・コースごとに予算額を定めています。
- ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

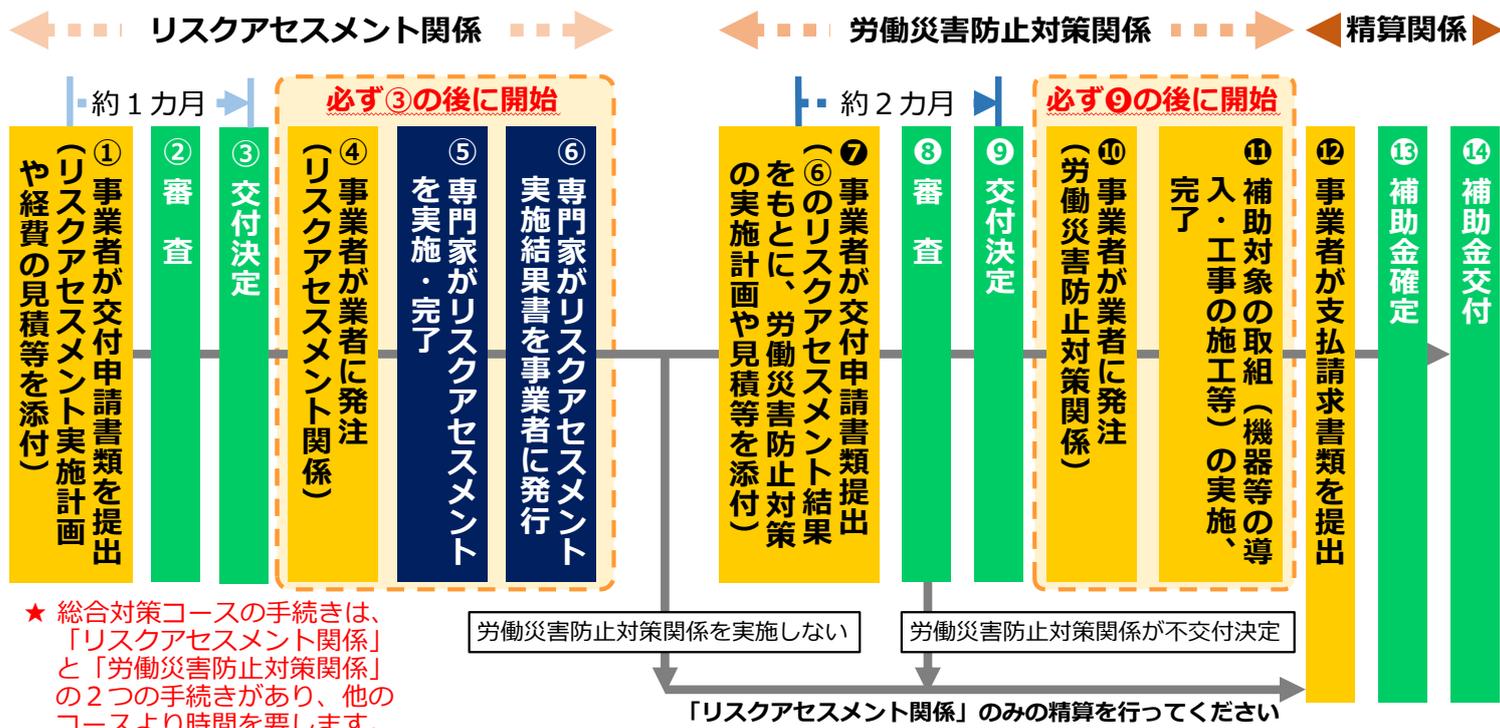


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

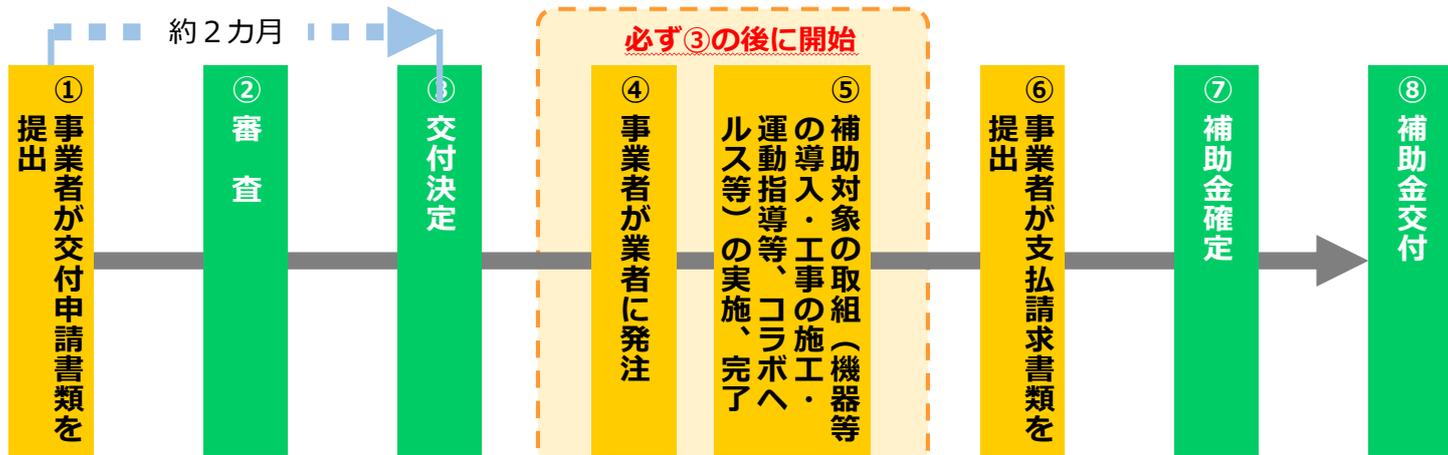
総合対策コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



職場環境改善コース、転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始 (専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注) していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始 (発注) していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前 (着手時点など) に業者等に代金等を支払った場合 (いわゆる「前払い」) についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- **60歳以上の高年齢労働者が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。**

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A（10ページ目の問20）をご覧ください→



・高年齢労働者の**具体的な労働災害防止対策**が分からない。
・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。

・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



事業主



専門家

補助対象となる取組

(ア) 専門家による、高年齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける

(イ) (ア) のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する

- ・ (ア) 及び (イ) の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は2ページをご確認ください）。
- ・ (ア) 及び (イ) の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
- ・ (ア) のみを実施した場合も補助対象となります。

II 職場環境改善コース

【対象：60歳以上の労働者】

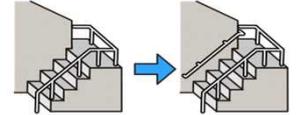
- **60歳以上の高年齢労働者が安全に働くことができる環境の整備のため、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入や工事の施工等）を補助します。**

●**具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります**●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

階段への手すりの設置



従業員通路への凍結防止装置の導入
水場における防滑性能の高い床材等の導入



転倒防止対策リーフレット



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

重量物搬送機器の導入



アシストスーツの導入



移乗介助サポート機器の導入



(ウ) 熱中症防止対策

- ★ 熱中症防止対策については4ページをご確認ください。

(エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。

例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る）等

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入

（1事業者につき1点まで）



Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

【対象：全ての労働者】

■ 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

補助対象となる取組



① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける



② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する



③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士、等

※注意事項※

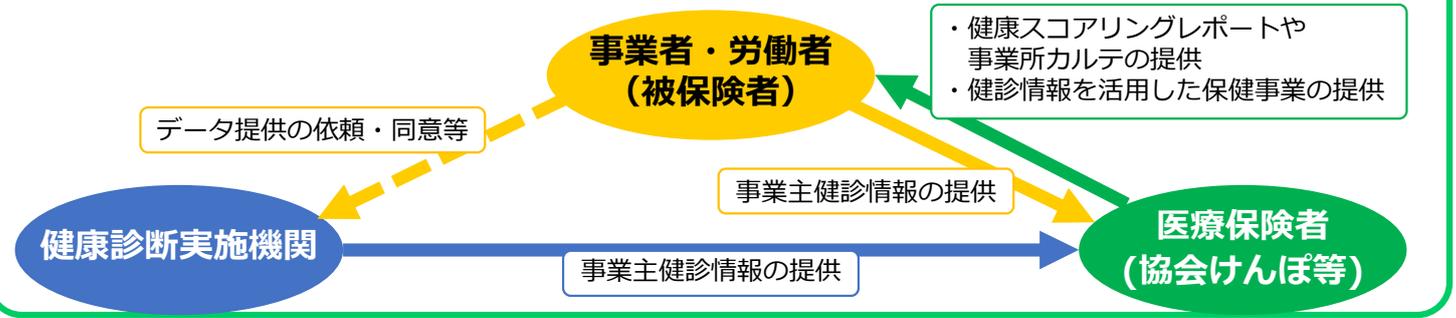
- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。

Ⅳ コラボヘルスコース

【対象：全ての労働者】

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です
コース内容は、次ページへ

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



申請に当たって必要な資料

- ①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し
- ※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの
 - ※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、**健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書**などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。

②：取組内容がわかる資料

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

| 補助対象となる取組 | 取組の詳細 | 備考・注意点 |
|-----------|--|--|
| 健康教育・研修等 | 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース | ・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。 |
| システムの導入 | 健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入 | ・システム導入の初期費用のみ ・PCの購入は対象外 |
| 栄養・保健指導 | 栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置 | ・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの経費は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。 |

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

| 業 種 | | 常時使用する労働者数 ※ 1 | 資本金又は出資の総額 ※ 1 |
|--------|---|----------------|----------------|
| 小売業 | 小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など | 100人以下 | 5,000万円以下 |
| 卸売業 | 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| その他の業種 | 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など | 300人以下 | 3億円以下 |

- ※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
- ※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年1月31日（当日消印有効）

- ➔ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➔ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
 (ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

| | | |
|------------------------|---|-------------------------------------|
| 関係書類 送付先 (郵送の場合) | 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター | |
| | 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送または宅配便で送付ください(メールでの申請はできません) 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください | |
| お問合せ先 | 申請担当 | 支払担当 |
| | 電話：03(6381)7507 FAX：03(6809)4086 | 電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086 |
| 受付時間 | 平日10:00~12:00/13:00~16:00 (土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません) <8月12日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く> | |

参考：エイジフレンドリーガイドライン
 (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)
ポイント



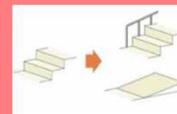
1.安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



3.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4.高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5.安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考：職場改善ツール
 「エイジアクション100」チェックリスト



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、消防庁

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

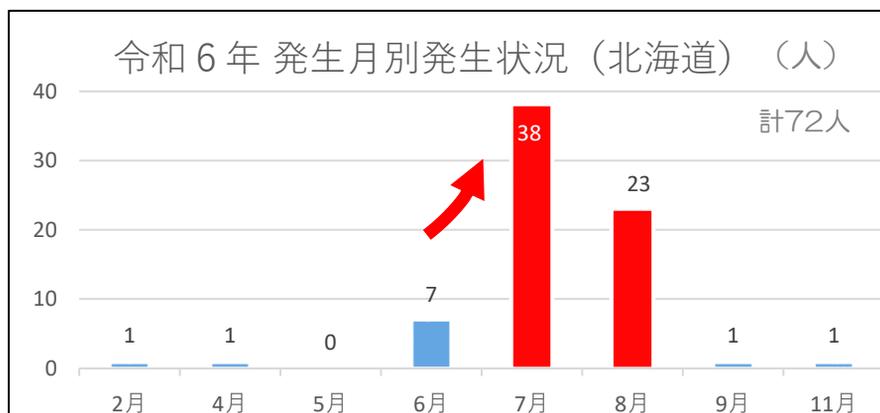
STOP!熱中症

クールワークキャンペーン

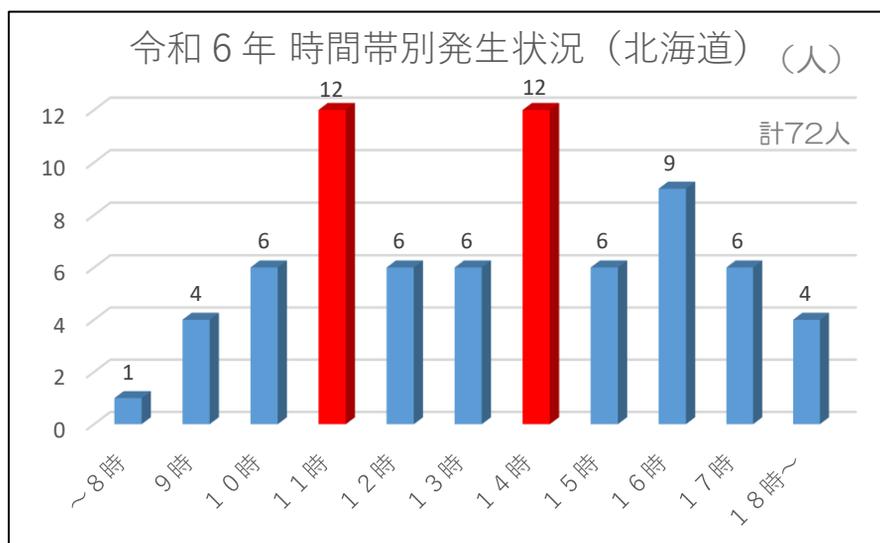
7月は重点取組期間です！

クールワークキャンペーン期間において、暑さが本格的となる**7月を重点取組期間**としています。

例年7月、8月に職場において熱中症が多く発生していますので、これからの時期には、より一層の熱中症の予防対策に取り組みましょう。



■5月～9月の期間においては、7月が52.8%、8月が31.9%で、7月・8月に熱中症の発生が集中しています。



■時間帯別発生状況では、11時台、14時台に発生が多くなっています。十分な休憩と水分・塩分の補給を行ってください。

※北海道労働局統計（熱中症休業1日以上）



重点取組期間中には、特に以下の事項を実施願います (クールワークキャンペーン実施要綱による)

| | |
|--------|---|
| 作業環境管理 | 簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などによる対策について、暑さ指数（WBGT）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。 |
| 作業管理 | 急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が予想される場合は、労働者が暑熱順化できないことから、あらかじめ定めたプログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。 また、水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。 |
| 健康管理 | 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。 |
| 労働衛生教育 | 重点取組期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め重点的な教育を行う。 |
| 異常時の措置 | <ul style="list-style-type: none"> 本人や周りが少しでも異常を感じた際には、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。 本人に自覚症状がない又は大丈夫との申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。 病院に搬送するまでの間又は救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、体温の低減措置に努める。また、一人きりにしないで他の者が様子を観察する。 体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるよう配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。また、異常を認めたときは躊躇することなく救急隊を要請する。 |

職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました。

「見つける」「判断する」「対処する」ため「体制整備」「手順作成」「周知」が必要です。※法令の対象となる気温時間を確認しておきましょう！



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

ポータルサイトはこちら👉



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

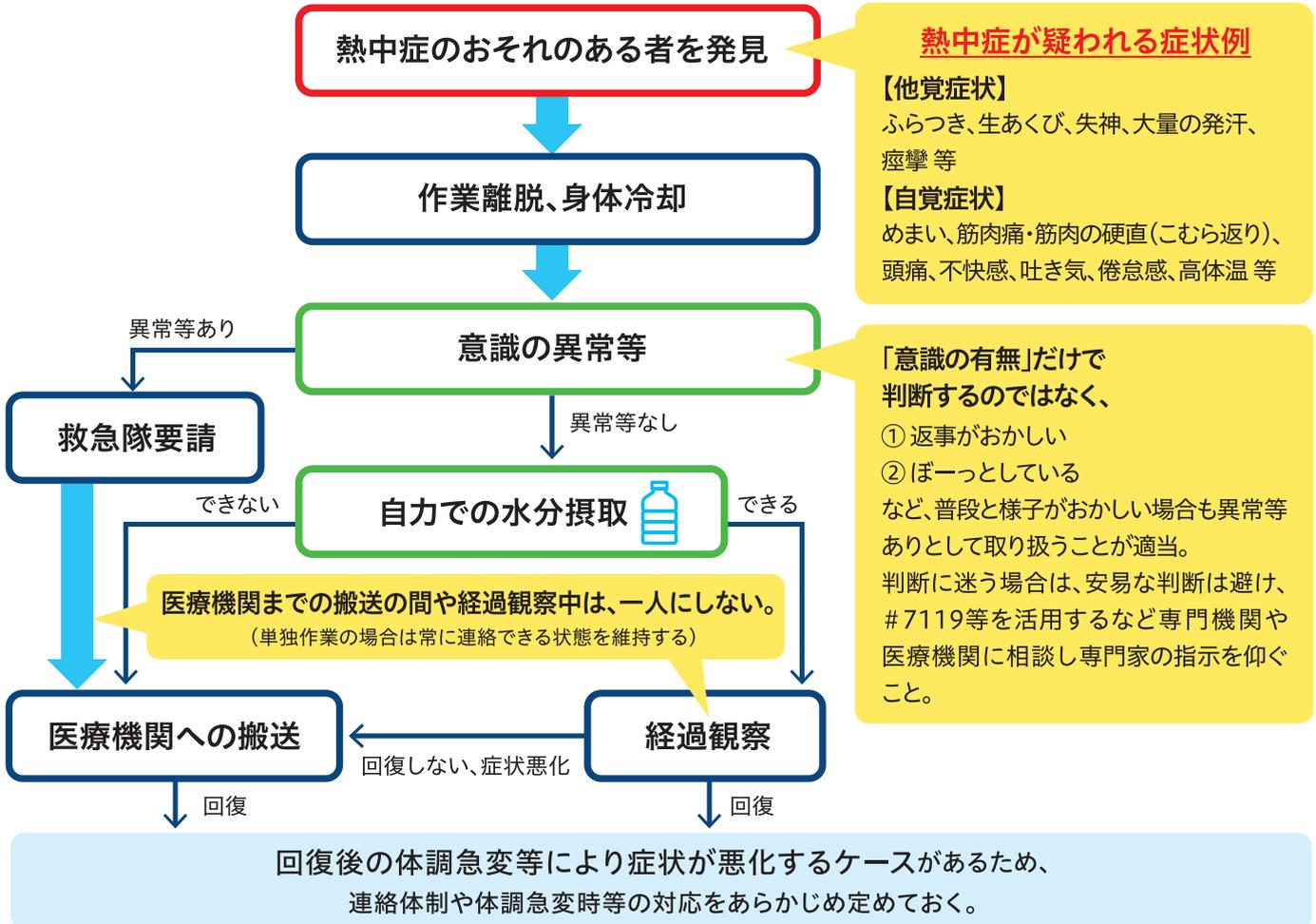
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

